

第 3 回 川崎市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 19 年 5 月 31 日 (木) 午後 6 時 30 分から 8 時 45 分

場 所 高津区役所 5 階 第 1・第 2 会議室

参加者 牛山久仁彦、梅本真理子、小島聡、竹井斎、矢島尚、吉田彩 (以上、川崎市自治推進委員)

小倉敬子 (財) かわさき市民活動センター理事長

阿部孝夫市長

三浦淳総合企画局長

瀧峠雅介総合企画局自治政策部長、

小宮山健治市民局長、小池基希同局地域生活課市民協働・市民活動支援担当主幹

梶亨高津区長、中村茂同区総務企画課企画調整担当主幹

(事務局) 折原綾子主幹、荻原圭一課長補佐、対馬俊之主査、

西山文職員、野和田将太職員 (以上、総合企画局自治政策部)

鈴木賢二総合企画局自治政策部区行政改革担当主幹

傍聴人 4 人

次 第 1. 市長あいさつ

2. 第 2 回自治推進委員会審議事項の確認 (資料 1)

3. 講演会報告について (資料 2)

4. 協働のまちづくりの取組状況と課題

(1) 市の取組について (資料 3)

(2) 市民活動の取組について (資料 4)

(3) 質疑応答及び意見交換 (資料 5)

5. その他

司会：小島聡委員長

開会 (小島聡委員長)

会議公開の確認と委員の了承

(悪天候による出席者の遅れに伴う、次第の変更を確認)

協働のまちづくりに係る関係者の紹介

配布資料の確認

1 第 2 回自治推進委員会審議事項の確認 (資料 1) (事務局：総合企画局折原主幹)

前回委員会の審議事項として主に以下のことが確認された。

- ・ 区民会議で審議した課題を解決していくための調整機能の必要性
- ・ 区民会議の取組についてマスメディア等をうまく活用しながら PR していくことの重要性
- ・ 課題解決に向けた実践活動において今後地域の中で存在感を増していくと思われる団塊の世代に対する期待など
- ・ 区民会議の位置付けについて、区民会議は単に審議を行うことを目的とした組織ではなく、地域で

様々な活動を実際に担っている人を中心に、市民と行政の協働の取組により、身近な課題解決に取り組んでいくための組織であり、自治の仕組みの一つであること

1 市長あいさつ

阿部市長 本日はお足元の悪い中、御出席いただきありがとうございます。さて、本日の自治推進委員会の審議内容は、協働のまちづくりの推進に向けた取組ということでございます。現在は、高度成長期と違って自治体にどんどんお金が入ってくる時代ではございませんし、人口もやがては減っていく中で、高度成長期以来続いてきた市民は税金を納め、役所はその税で要求に応じた市民サービスを行うという図式が大きく崩れてきているわけでございます。新しいものをつくる時代ではなくて、今まであるものをいかに有効に活用して、サービスの内容をいかに充実させるかという時代でございます。また団塊の世代の人たちが高齢社会の仲間入りをするというようなことになりますと、元気で知恵もあり経験もあるけれども、しかし高度成長期とは違ってあるいは退職された結果、収入はあまり多くなく、税金は非課税というような人たちが地域社会で非常に増えてくるという状況が今後予測されるわけでございます。そういう中での市民サービスとか地方自治とは一体どういう姿が望ましいのかということを考えますと、民主主義の原点、地方自治の原点に立ち帰って、地域社会というものは自分達のものであるということだと思えます。市民は税金を納めて公務員を採用し、全てを公務員に専門的にやってもらうということが崩れてくるならば、市民が自ら課題を解決していくということも必要になってきます。それならば安上がりでできるし、自分達の思い通りのまちづくりができるのではないかと。これはまさしく自治の原点でございます。また市民ニーズが多様化しておりますので、役人に任せておいたのでは、市民も思いどおりのきめ細かいサービスは受けられない。従って、本当に市民のニーズにあったサービスを求めるならば自分達も意見を出し、参加をし、そして、その隙間を埋めながら自分達の思うようなサービスを手にする必要があるということでございます。低成長あるいはマイナス成長になっていくというような状況の中で地域社会を維持していくには、そうした新しい形の自治というのが必要になってきます。これは川崎市だけではなく全国の自治体でも同じです。それと同時に国の行政と自治体の行政の関係も同じでありまして、国のような組織の大きいところは、(国民全体が一度に、同時期に動くというわけにはまいりませんので、)ある程度税金で専門家を採用し、専門家によって大きな事業を行う。あるいは、民間の会社にお任せをして大きな事業を行う。しかしそういう国の分野をできるだけ減らして、地域の人々が望む地域サービスが日本全国で行われることによって、市民の豊かさなり市民の幸せを確保していく。これは日本だけではなくて、先進諸国でもそういう形で自分達が思うような民主主義のまちづくりをしているわけでありまして、日本も、これまでかなり進んでいるといわれてきた欧米諸国の地方自治の姿によろやく近づいてきたのかなという感じがします。川崎市のまちづくりを将来にわたって持続可能なものとして進めていくこととなりますと、もちろん行政をなくすことはできませんが、できるだけ市民が自ら乗り出してきて、自ら計画し、自ら実行できる分野をできるだけ多くしていき、市民が自ら行うサービスと公務員が行う行政としてのサービスあるいは権力行政、がかみ合っていないと全体としてギクシャクしたものになります。一番悪いのはお互いに前向きにまちづくりをするにもかかわらず、対立するということがありまして、エネルギーがお互いに無駄になってしまうことは最もまずいやり方ですので、お互いの助け合いのルールをきちんと定めて実行していくことが重要であります。従って市民活動のルールが今できてきているわけで、そういうものを前提としながら、高津区なら高津区でまちづくりをどのようにやっていくんだということを考

えればよい。そのときに市民活動を巻き込んだ形で方向付けを行い実行をすることになると区民会議のような場で、それぞれの地域社会やグループ活動をしている方で実力ある人たちが主体となって議論をし、決定をし、実行する。その際に市民活動が重要な役割を果たしてくるという図式になっています。市民活動と区民会議が密接不可分に結び付いている。もちろん国や都道府県あるいは市の行政というかなり大きなシステムの中での動きでありますのでやや複雑ですが、川崎市の中ではできるだけ区役所に分権を進め、区の中ではできるだけ区民の力を優先させながらまちづくりをしていくという姿が望ましいと思います。先日新潟市で開催された政令市の市長会議でも、この新しい自治基本条例の市民参加や地域協議会あるいは区役所分権などについて議論されたのですが、その進み具合は地域によってまちまちでした。制度としては川崎市が一番整っていましたが、それは自分達で行動するという参画の仕方に慣れているかなり目覚めた積極的な市民がたくさんいるという特色を前提にしているわけですので、是非そういったことも踏まえて議論を進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

小島委員長 ありがとうございます。全体の構図がすっきりしました。自治基本条例の基本理念として第4条の1項で定めてありますように、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことが基本となっており、それでできない部分については、自治の一部を自治体に委ねていくという、いわゆる補完性の原則の考え方が示されました。これは自治体の中でも、国と地方との間でも同じです。川崎市の場合は補完性を実現していくに当たって区を拠点としてそこを強化している。つまり都市内分権を進めながらそこで協働を展開していくということだと思います。非常にすっきりとしたお話で今日の狙いも示されておりましたし、自治基本条例の基本的な考え方についての御説明も承ったさせていただきます。それでは早速でございますが、矢島委員に5月16日の水曜日に開催されましたご講演のあらましについて説明していただきたいと思っております。

2 講演会報告について（資料2）（矢島委員）

（主な要旨は次のとおり）

- ・主にPRとは何かということを講演するとともに、実際にいろんな活動を市の職員が行う上でPR活動、広報活動の真髄をよく分かって行えば、地域活動、区民会議、自治などの意義が区民に分かっていただけるのではないかと。
- ・私の感想としては、市にはいろいろな情報があり、埋もれた情報、良い情報があり、それを収集し、選択したものを発信する。一番感じたのは、発信をするときに、発信の部門が若干一元化されていない、つまり、川崎市でいうと市のいろいろな部門がそれぞれに広報活動していることがあるのではないかと、それをもう少し一元化することにより、より効率的なPR活動を行う。そのような体制を作っていく必要がある。
- ・新聞の全国版やTVへの情報提供を行う必要があり、そのことにより、地域の活動が紹介され、より多くの人々が市民活動に参加してくるなど好循環が生まれてくる。紹介されるためのノウハウを学んでいただきたい。

小島委員長 梅本委員、当日、講演会に参加されてお感じになったことはございますか。

梅本委員 例えば二子玉川のショッピングセンターの広報の手法などについては、一緒に参加した私の友人からももっと話を聴きたいと感想がありました。また、広告、PRといったいわゆる広報活動などについても今回の講演会できちんと理解できたように思います。さらにコミュニケーションの手法ということでは、例えば子育て中の若いお母さんが、いわゆる公園デビューから、幼稚園を経

て小学校に上がっていくというように新しい人間関係を構築していき、違う世代間の交流をしていく中で、人間関係をうまくやるという手法が得意な方と不得意な方がいますので、そういう方にもお話を聞いていただくと社会参加していく上でとてもよいヒントになりますし、協働という方法で地域社会に関わっている方たちにも一つのヒントになると思います。このようにとても良い講演なのでもっと市民向けに実施してもらえるとありがたいと感じました。

小島委員長 広報戦略を展開するに当たっての効果的な組織の作り方などについても触れられたのですね。また梅本さんからは職員だけでなく、市民の方も含めた広報活動を勉強する機会が必要だという意見がありました。市民向けということも非常に重要ですね。例えば区民会議の皆さんが広報する、市民の皆さん自身が広報していくということになると、職員に加えて、区民会議委員や地域で協働する市民同士がPRの手法のスキル、コミュニケーションの手法のスキルを知る、あるいは広範な市民の皆さんが出てくる情報をどうちゃんと読むかという力（情報リテラシー）も実は大事ですね。矢島さん貴重な講演ありがとうございました。それでは本日のメインテーマであります「協働のまちづくりの取組状況及び課題」ですが、まず小倉さんの方からお願いします。

3 市民活動の取組について（資料4）（小倉理事長）

小倉理事長 市民活動センター理事長の小倉です。市民として、また市民活動センターとしての立場から、協働という言葉に関して、まず協働のルールづくりや市民活動の支援指針、又その他の提言にまつわる様々な場面における市民の意見などを加味しながらお話しさせていただきます。

「協働」という言葉

協働という言葉はそれぞれの人が自分の中のイメージで勝手に使っている状態で、そのためにお互いに「協働」と言っているけれども、それぞれ違うレベルで話しているということがあります。自治基本条例の中には協働の定義が書いてありますが、一般の市民の感覚としては協働って何なのというのが現実だと思います。現在、協働のルールづくりが始まる前に先行的に何区かは協働事業という形で取組を進めているようですが、各区の違いを見るにつれて、協働って助成金と一緒にじゃないの？ということなのかよくわからないという巷の声もよく聞こえてきます。先行している区には、とにかくやってみて、やりながら考えるというところもあるようですので、これから協働のルールができてくることによってその辺は整理されていこうと思います。

また市民活動団体の方は、そのルールがどのように自分達に関わってくるのかということも気になっています。では協働ってどの辺から協働というのだろう。いわゆる参加も協働なのか、協力も協働なのか、協働の言葉の範疇がよく理解できていない。今後協働のルールを実際に市が作る場合に、その辺のことを市民が分かりやすく解説をすることが必要だと感じています。また協働するということで、お互いに本当にうまく使えるのかなということもありますし、また面倒くさいとか、時間がかかるとか、やっかいなんじゃないのなどという声も実は聞こえておりますが、その面倒臭いことを乗り越えて初めて協働ができるし、社会的、公的な事業に関わっていける体力のある団体になれるのだと思いますので、こうした部分を育てていくのが市民活動センターの事業の一つかと思っています。

ただ、実際に事業を市から受託している団体に関しましては、今は対等になっていないとか、意見が通らないなどの不満があるそうです。それが協働のルールによってどの程度解決していくのかと、一般に市民活動している人も含めてこのルールの策定を期待しています。また、特に要望があるのは窓口の一元化です。なぜかという、局によって対応が違ったりとか協働の中身が変わってくる

ということがあり、市民にとってはルールが違っていると困るということで行政の中で一元化した窓口、そしてまた全局に渡り統制がとれる窓口としてやっていただきたいと、大きな団体、特にNPO法人側は思っています。

市民活動センターの役割

ではこうした中で、市民活動センターは何をしているのだということ、特に協働という言葉に関して具体的に何かを取り組んでいるわけではありません。ただ、現実的に協働していく市民の裾野を広げていく、また現在ある市民活動団体の力を付けていくために、情報の発信や講座の開催、アドバイスの実施などの事業を日々努めております。また資金援助に関しましては、川崎市の公益活動助成金の受託をやっておりまして、現在2千万円位の資金で市民活動団体に助成をしています。これは見切り発車で始まりましたが、毎年制度の不備を改善しながら進めております。利用団体は非常に有効に資金を活用していますし、少々背伸びをした申請団体でも資金を活用して、結果的に1年間頑張っただけで背伸び分をクリアすることで市民活動の体力がついてきます。また、申請書の作成から始めていかないとなかなか協働というところまではいかないと思っていますので、いいかげんな書類の団体は落としますが、これも一つの教育だと思っています。

そういう中で、今後は市の協働のルールが策定されましたら、協働のルールに関する市民向けの講座や、協働するとはどういうことかを理解させるようなワークショップを行ったり、情報発信などを継続してやっていくべきだと思っています。また、市民活動推進委員会の提言でもしましたように、情報発信に関しましては、市のポータルサイトを作るべきだというのが私たちの意見です。市民活動センターも今、ホームページで情報発信をしています。ただ中身が充実しているわけではありません。ポータルサイトに関しては、センターだけでその中身を考えるのも不十分だと思います。先ほど矢島委員のいわゆるコミュニケーションだとか情報発信のお話を伺って、そういう強力な川崎市民がいらっしゃるといふことに非常に頼もしいと思いましたが、川崎市のポータルサイトを作るときは、本当に必要な情報が必要な市民に渡るように、また必要な情報を収集しやすいようなシステムの構築を専門家をお願いしてやっていただければありがたいと思います。また人材面では、センターにはいわゆるプロパー職員が1人しかおりませんし、行政からの派遣職員は2年で帰っていきます。センターとしては仕事をやっていく上で、より多い委託事業がくるのであれば、それに見合うプロパー職員が必要であると考えております。

今後の課題

最後に今後の課題の確認事項というところですが、協働のルールに関する提言にも書いてあるように、協働に関するいろいろなことを市民に広める上におきましては、市民側も勉強しなければいけません。「職員の研修」を充実させていただきたい。区役所でも局でも、市民が関わっている窓口の職員が本当に協働ということを理解していなければ市民と話ができません。それと、市民活動団体と私達市民活動センターとがどういう関わりを持ってやっていくのか、そしてどのように情報のやりとりができるのかということも今後協働を進めていく上で非常に重要なポイントです。

それから先ほど市長のお話で行政のお金だけではやっていけないから、市民が汗をかくということがありましたが、イベントや福祉をはじめ文化など各分野の活動についての受益者負担という視点も重要だと思います。事業を行う側だけに負担がかかるのではなく、それを享受する多くの市民にも受益者負担という形で関わっていただくことが自治の一環ではないかと思っておりますし、そういうものなくしては市民活動団体がいろんな活動をするのも困難になってきます。助成金や事業の受託料、協働型事業の資金など、いただくお金の中で何か大きな事業ができて、それを足が

かりに自分達だけでやっていくというときには、独自の収入源がないと、それを継続することもできませんから。そういう意味で受益者負担だとか、自己資金の確立についてもご検討いただければありがたいと思います。

さらに、シニアの活用ということですが、団塊の世代はわがままな年齢でございまして、すんなり地域に帰ってくるわけではございません。また無料で地域の中で活動することによしとしない方もたくさんいます。地域の中でやる人、仕事としてやる人、また趣味に走る人などそれぞれですが、できるだけ地域のなかに顔を向けさせるにはどのようにしたらいいのか。昔はボランティアしたい人集れという講座が多かったのですが、今は仲間作りから地域をみましょうというような発想でやっています。そうすると仲間作りならいいやということやって来る人多いですね。行ってみたら地域のなかにいっぱいやるのが見えてきた、では動こうかということ動いていく。多様な入口がありますから、地域の中にそういう方達を取り込む手法も考えていくべきだと思います。

もう一つは、シニアにはいろんなスキルをもった方がたくさんいて、特に川崎はコンピュータの会社がたくさんありますので、メディア関係、コンピュータ関係に勤めた方もいっぱいいらっしゃいます。また会計や経理、文書作成などのスキルを、そういうところが脆弱なNPO法人や市民活動団体もございまして、補完できるところに、シニアの方が参入できる場所があるのではないかと思います。ありがとうございました。

小島委員長 ありがとうございます。それでは引き続き市民局長からお話を伺いたいと思います。

市の取組について（資料3）（市民局長）

小宮山市民局長 資料3に基づきながら、協働の推進に関わる経過を含めてお話をします。その上で今年度策定に入っております協働型事業のルールを具体的な事例として話題提供ができればと思っております。

協働の推進に関わるこれまでの取組

資料3の初めのところでございますけれども、川崎市は平成13年に市民活動支援指針を策定しました。支援指針を作るために委員会を設置し、いただいた提言を主としてまとめあげて、市民活動を推進していった背景がございます。この指針の中では行政側が一方向的に市民活動団体を支援をするというような視点ではなく、市民同士がお互いに支援をし合うとか、市民と行政との双方向の取組が必要だという基本的な考え方が指摘されておりました。また、市民活動を支えていく柱として、市民活動を担っていく人材の育成、あるいは資金の確保、活動の場、市民同士又は市民と行政との間での情報の共有化について、また市民活動を支えていく中間支援組織的なものをどう考えていったらよいのかなどについてまとめられており、その柱立てをどう具体化していくのかというのがその後の行政の課題になっていったという背景がございます。資料の左側になりますが、その後市民活動支援指針で検討されていた1つとして、この中身を具体化していくために市民活動の推進委員会を設置していく必要があるということで、任期2年で学識の方とか、実際に市民活動に携わっている方とか、公募の方を含めまして市民活動推進委員会を設置してこの指針の中にある柱立ての課題についていろいろと議論していただきました。例えばその市民活動の推進に当たっての市民活動センターの開設について、あるいは活動資金の確保に向けた考え方についてなど、これらはそれぞれ任期の中で提言としてまとめていただき報告をいただいております。また市民活動をどう評価したらよいのかという点についても御報告いただきましたし、今年の3月には市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて議論していただいた中身をまとめて提出していただきました。この

ように市民活動推進委員会で議論された柱立ての中身がその後実際に市民活動センターの設置、中間支援組織としての市民活動センターが市民活動団体を支えていく一つの手法である助成金制度の創設などに結びついており、現在その運用に当たっていただいているという経過がございます。

このような取組の一方で、主権者である市民が本当に自治体の主体者となれるような自治の枠組みとそれから議会と行政と市民の関係を整理して新たに自治基本条例が策定されました。情報の共有と参加、協働という自治運営の3つの基本原則を柱として、具体的にいくつかの制度的なものも条例の中に入れ込まれております。また、課題解決をできる限り市民に近いところで進めていこうということで、区における課題の解決に向けて、区役所が地域の拠点になれるような形で区役所の機能を再編しておりますし、区の中で地域の方々と一緒に課題を解決していく大きな手法の一つとして自治基本条例第22条で区民会議を位置付け、これを区民会議条例という形で制度化し、現在に至ってきています。併せて区を中心として地域の課題を住民と一緒にそれぞれ役割分担の中で解決していくために、区に付けていた予算を協働推進事業費として新たな展開を図ってきております。区民会議は平成18年度から本実施に入り、さまざまな議論がされ、現在各区で課題解決のあり方をめぐってもいろいろな議論していただいております。

協働型事業のルール策定に当たって

こういう流れの中で、もう一つ新たな事業展開をどのように行政と市民が協働しながら進めていけるのか、そのへんの共通認識をその協働のルールということで策定しようとしています。協働のルール策定検討委員会を設置いたしまして、この間いろいろと議論していただき、提言をいただきました。この検討委員会では協働のルールという言葉がともするとルールという言葉で活動そのものを縛り付けるというイメージを持たれる、あるいはどういうルールなのかというところをもう少し絞りこむ必要があることもあって、互いに協働して進める事業をどういうふうに展開したらよいのかとその部分の共通理解、ルール化が、やはり必要なんだということで、協働型事業のルール、というような形で提言の中身をまとめていただいて、この1月に報告をいただいたところです。次のページをみていただきまして、この提言でいただいた中身を基にして、現在協働型事業のルールの策定作業に入っております。ルールの必要性、ルールの効果として、やはり市民活動団体と行政の共通認識をしっかりと確立した上で更に事業の手法を確立していく必要があります。また、市民ニーズや地域課題に迅速・効果的に対応していけるためのルールにしていこう、ということを目指して、現在中身の制度化を含めて作業を進めているということになります。このなかでは、目的の共有、対等の関係、相互理解、役割分担と責任範囲の確認、公開性・透明性、成果の振返りということとを6つの原則としながら、協働型事業を進めていく必要があるのではないか、そういうことを想定しております。具体的にどのように展開していくのか、ということになりますけれども、次のページをみていただけたらと思います。図表1になりますけれども、協働型事業がどういうふうに協働という言葉のなかで位置付けられるのか、というものをちょっと作ったものですが、上のところの矢印、小と大と書いてありますけれども、市民活動団体の自立性がどのように高まっていくのか、という小さいレベルからかなり自立性が高まっているレベル、段階を横軸にとっている、縦軸のところでの関係性として市民活動団体を支援していく、ある意味では市民活動団体を育てていく段階からある程度市民活動団体そのものの自立性が高まり、いよいよ一緒に事業展開が図れるところになる部分が協働型事業で検討している部分ということになるわけです。具体的には図表の2のところ提案事業を中心とした協働型事業の展開イメージでございますけれども、様々な活動団体が地域には町内会、自治会等がございますから、そういう地縁団体を含めてですね、そ

うところから提案をされてくる、こういうものが協働型事業として提案されてくる、こういうものが協働型事業として展開できないだろうか、それを現在各区の方でも受け止めて協働型事業展開がされておりませけれども、区の方は区の方でそれを受け止めて、区の予算等を使いながら、区の提案制度に乗せながら、事業展開を図っているということがありますし、現在検討しているルール化の方は、更に市民局を窓口にしなが、事業の担当局と協力しながら、さまざまな提案等を受け止めてですね、どういうふうに協働型事業として現実に実施していけるのか、これをうまくルールに基づきながら、展開していこうということが現在考えているところでございます。お手元の検討委員会からの提言の12ページをみていただきたいのですが、これを今いったような事業展開をどういうふうに進めていったらよいのかということで検討委員会でまとめていただいたものですが、市民の側から企画・提案されてくるそういう事業というものもあるだろう。また行政の方からこういうことを一緒に取り組めないだろうかということで提案していくものもあるだろう。また、既に現在事業化されているものであってもこの協働型事業のルールに基づいて、ある程度共通理解を図って展開していくというものもあるのだろう、ということで、それを受け止めながら具体的に事業の実施に至るチャート的なものが描かれております。このようなイメージで展開していったらどうだろうか、ということで、現在それのまとめ作業に入っている、ということになります。また元にもどりまして、お手元の図表の3をみていただければと思います。例えば、現在進められている事業でこれを協働型事業にうまく乗せた場合にどういうふうになるのだろうかという例示をまとめさせていただいています。現状のところでは、どんな課題があるのかということになりますけれども、実際に現在協働事業として展開していても、実施している最中に認識の違いが生じたり、あるいは調整がその都度やらなければならない、確認しなければならない、いうふうになったり、責任範囲が明確になっていない、何かあったときの対応をどうするかということで、常に不安を感じながら事業が進められている。あるいは地域住民の理解がまだまだ進んでなくて、なかなか地域住民の協力も得にくいとか、あるいは実施する手法でもって課題があってもなかなか改善が進まないこういうものがルールを策定した後、そのルールを適用することによって、役割分担や責任範囲、あるいは公開性や透明性が高まり、成果の振返りをすることによって、それぞれより効果的な事業展開が図られていくというようなこれは1つのイメージということになります。

まとめ

それから4枚目になりますけれども、現在各区でいろいろな事業展開がなされておりませけれども、提案制度を取り入れながら、区で区民の方々の提案を受け止めながら、事業展開を図っている区のそれぞれの特色について簡単にまとめさせていただいています。このうちの高津区の具体的な事業展開につきましては、この後梶区長の方から報告があるのではないかとお考えいただけますけれども、簡単に各区で行われているものについて表にして提出させていただきました。ということで現在協働型事業のルール化を図っているわけですが、今年度中にまとめて来年度以降新しい展開を進めていければと思っております。こういう協働型事業を推進していくとなると、事業を担う市民活動団体の方にも行政側にとっても役割分担が明確になると同時に、責任分担も当然発生してきます。それからこの協働型事業だけで協働がすべて網羅できる訳ではないわけですが、新しくこういう事業が展開されることで、今まであったさまざまな協働の作業的なものがより明確になったり、あるいは横にうまくつながっていったり、あるいは相乗効果で理解が深まったり、あるいは熟度が高まったり、そういうことが派生して考えられるのではないかと

と思っております。事業を展開する市民活動団体の方々だけが事業を担っていくのではなく、事業の対象となる市民の方々とか、周辺の市民の方々の理解が同時に深まっていかなければ、やはりそれは非常に狭いものになるわけですから、こういう事業展開を通じて、やはり幅広く理解が地域社会の市民の中に広がっていくことを併せて考えていく必要があると思います。そういう作業は実際の具体的な事業展開の中で深まっていくので、そういう意味では是非1歩を進めて、地域の課題解決の手法とか市民の参加の課題は何なのかとか、場合によっては地域のコミュニティのあり方がどうなのか、そういうことを含めて広がりを持てるような展開ができればと考えております。

小島委員長 小宮山局長ありがとうございました。このあと質疑応答、さらに引き続き意見交換を予定していましたが、時間の関係もあるので、まず小倉市民活動センター理事長と小宮山市民局長のお二人の報告に対する質義応答を行いたいと思います。委員の方々何かご質問はいかがでしょうか。では矢島委員のほうからお願いします。

矢島委員 小倉理事長に確認です。市民活動センターはよい役割を果たしていると思いますが、プロパー職員が1名しかいないということで、私は少ないのではないかとちょっと驚きました。大事な仕事と思いますが、市から派遣されている職員は何人いるのでしょうか。また、その人たちの人件費はどのような形で負担されているのでしょうか。

小倉理事長 市からの派遣職員はこの4月からだいぶ減りまして、現在、10数人でございます。当センターでは、市民活動の分野だけではなく、青少年事業という川崎市内の小学校の放課後事業のわくわくプラザと子ども文化センターの指定管理者となっていて、そちらの関係でかなり多くの職員が市から派遣されています。人件費については、青少年事業の方については指定管理者としての受託料を充当しています。それから市民活動の分野では、財団法人に対して市からほぼ100%の出資で運営していると考えていただいてもよいと思います。

矢島委員 公益活動助成金については、額はいくらくらいでしょうか。それを、市民活動をしている市民や団体に対して助成をしているということでしょうか。だいたい何団体くらいに対して助成しているのですか。また、これは応募するのでしょうか、その応募団体総数についても教えてください。

小倉理事長 助成金総額はだいたい2,000万円程度で、昨年度は最終的に公募しましたのは、およそ1,700万円です。助成した団体は約50団体とかなり多くなっております。お手元の資料にございますように、4月1ヶ月間応募を行います。その期間に申請書を出していただき、まず一次選考を書類選考で行います。2次選考はプレゼンテーションをやっていただき、最終的に決定となります。応募総数がおよそ100団体で、今年すでに申請されている部分については、事業の総予算額が4500万円ほどとなっていますので、申請団体のうち半分くらいをきらなければいけません。

小島委員長 他の方はいかがでしょうか。今の二人の報告についてご質問がありましたら。

矢島委員 再度助成金の話しになりますが、市の方の提案制度というのも予算額があるのでしょうか、これも提案を受け付けて、いいものがあればそれに助成をするということでしょうか。

小宮山市民局長 はい、そうです。

矢島委員 そうするとわからないのは、市民活動センターがやっている助成金制度と市がやっている提案制度との違いというのはなんでしょうか。

小宮山市民局長 資料3の3枚目の図表になりますが、市民活動センターの公益助成金制度は、市民活動グループが育っていった、ある程度活動ができるような団体を対象にしていますが、どちらかというと活動支援型の助成金です。協働型事業提案制度の方で想定しているのは、すでに実績のある団体が、責任を担いながら実際に事業展開ができるというレベルにたどり着いていて、なおかつそう

という提案がされているものを事業化するというイメージをもっていただければと思います。

小島委員長 一点私からよろしいでしょうか。この委員会は協働のルールについての委員会ではありませんが、全体の進捗状況をみるという視点で、協働のルールづくりに向けて、こういう課題があるとか、実務的な課題やルール化をする上で把握されている課題があれば、ご指摘いただければと思います。

小宮山市民局長 当然活動される方々は、市のなかで事業化されるのですが、さきほどいったように地域の中で課題と一緒に解決していこうというようなそういう意識とかですね、具体的な取組をどうやって地域社会のなかに作り上げていくのかということは非常に難しい作業になっています。併せてもう1つ課題としてはですね、各区の方がそれぞれまた区のエリアのなかで区のなかでやれる事業展開を、若干予算を持ちながらですね、提案を受けたり、あるいはこういうことを区民と一緒にやっていこうとか一緒に解決していこうとかということで予算立てをしてやっているものがある。区で取り組まれているものとそれから市1本でもう少し大掛かりな作業として区のエリアを超えるような事業展開を同様にこの協働型事業の中で受け止めてそれから事業を展開する事業局と協力をしながら進めていったらよいのか、というところをこれから整理していかなければならない、それも1つ課題としてあります。

小島委員長 分かりました。例えば、自治基本条例のなかには参加・協働しないことによる不利益の取扱いの禁止というものがあるわけですが、第5条のなかにあるわけですが、協働原則の6のなかでは読まない、自治基本条例のなかには不利益取扱いの禁止とはっきり書いてあるとするならば、こういうことも自治基本条例を受けた協働ルールであるわけで、細かい点で報告書を拝見して確認したい点があるのですが、後ほどあるいは後日教えていただきたいと思います。それでは、続きまして梶高津区長の方から、区での協働型事業の取組についてのお話を頂戴したいと思います。

梶高津区長 お手元の資料5をご覧ください。今、市民局長からは協働のルールづくりとか市としての課題についてお話がありましたが、私の方からは高津区という区を意見交換の題材として、参加と協働のまちづくりに向けた高津区役所の取組についてポイントを絞ってご報告したいと思います。高津区としてはこれからの地域コミュニティのあり方を見据えて、先ほど市長からも少しお話があったように、これまで行政セクターが担ってきた公共サービスの限界という点を認識しながら、旧来の地縁型のコミュニティである町内会・自治会はもちろんのこと、NPOなど市民活動団体と区役所が、地域の課題やその解決に向けた手法やプロセスを共有して、それぞれの特性、それぞれがもつ資源を生かしながら、地域の課題の解決に向けて、協働という理念のもとにいくつかの施策を展開しています。今日はそのうちの協働事業提案事業と市民活動拠点の整備及びネットワーク化、この二つに絞ってお話をしたいと思います。

高津区協働事業提案事業

はじめに、1の高津区協働事業提案事業でございますが、先ほど市民局長から協働のルールづくりや協働型事業提案制度等についてお話がありましたが、高津区ではこれを、区民の生活者としての視点や発想を生かして、区民と行政が協働して地域の課題の解決を図るものとして位置づけています。具体的には、区民からの事業提案という形で、新たな公共的な課題を発見あるいは設定をして、区役所の中の関連課との調整を経て事業の実効性を高めながら、事業実施のプロセスを区民と区役所が協働しつつ、区民がより主体的に事業に参加することによって、いわゆる「新しい公共」の創出を目指すというものでございます。実はこの事業は昨年度11月から始まった事業ですが、提案事業の募集を11月から始めまして、説明会を行いました。募集期間中は随時申請者から相談を受

けましたが、約1ヶ月半の募集期間を締め切り、合計15の事業の提案がありました。その後、第1次審査ということで、書類に不備がないかという審査を年内に行いまして、公開性、透明性の確保の視点からも、外部の5名の委員さんで構成される審査委員会を設けまして、小倉理事長にも委員になっていただきましたが、委員長が富山大学の伊藤裕夫先生、協働事業を作られたということで、また高津区にお住まいだったということから伊藤先生に委員になっていただきました。そして2次審査として年明けの2月に公開プレゼンテーションを行いました。委員の方に公開プレゼンを全て聴いていただいて、評価・チェックしていただいて、その結果を踏まえて高津区の企画調整会議での審議を経て最終的に決定いたしました。今回は次のページにあるように4事業が選定されています。

その中の一つでございます、「もの忘れ地域ネットワーク事業」、これはぐるーぷ麦という団体が提案したのですが、これは、今日的な課題となっている若年性認知症と軽度認知障害の人を対象としたサロンの開設や認知症予防教室の開催など、まさに行政と市民の間に埋没していた社会課題を、市民の視点、発想から提案されたものでして、この提案団体と行政との協働による新しい公共のモデルになるのではないかとということで我々も期待をしているところです。

それからもう一つの項目は、この事業は、市民活動団体の活動現場の現状をとらえまして、実質性を高めるために、十分な事業実施期間、1年間、これを確保するため、事前に次年度の予算枠を約500万円確保しまして、500万円の中で三つか、四つの事業が行えるように、財政局と事前に調整を行いました。つまり提案された事業を予算要求してそれを予算化して事業実施するという旧来の形ではなく、協働事業の枠を先にとりまして、その調整を活かしまして、実施をしたということでございます。また前年の11月から、事業提案の募集を始め、年度内に事業の選考を行い、新年度、この4月から一年間じっくり時間をかけて、事業を実施できるように制度設計したわけでございます。従って募集選考、事業実施まで約一年半をかけておりまして、行政側の事務局としては2年かかる、このくらい時間をかけたということが特徴の一つでございます。また1次審査と2次審査の間に区役所の関係課、ここに意見照会票、いわゆる関係課が提案に対する評価を入れた帳票を作りまして、事前に、提案事業の事業目的の妥当性や公共性、あるいは事業の実現可能性、あるいは協働性という考え方について意見を求めて事前調整を行い、その事業の実効性の担保に努めているということが三つ目に言える点でございます。一方この事業を実施するに当たっての行政側の課題もいくつかございます。特に各区に5,500万円ずつ用意されている協働推進事業費は、その約1割近くの500万円を協働提案事業に充てていますが、これが委託料という行政費目のため、委託契約行為を結び事業を展開する訳です。これは、協働という一つの考え方からは少し乖離するところがあります。NPOとともに協働事業を推進する場合、現行の市の制度上では契約行為に基づく、委託料、負担金、補助金、交付金という支出も考えられるわけですし、いずれも行政が目的をもって対等な立場で連携し合う新しい公共づくりを目指すという協働の理念からすると、委託料はふさわしい費目ではないのです。委託契約行為についても、契約書の内容や仕様書、契約準備行為の手続なども含めて協働という関係性を想定しておらず、委託者、受託者という関係の中で、両者の考え方を正しく反映する行為が存在しないということが現状です。そこで高津区では、委託契約の仕様書に工夫をするということで、仕様書の中に協働の原則とか、双方の役割分担について明記をして、そういった形をとって契約をしています。現在、庁内において協働型事業ルールの作業が進められているわけですが、NPO法人あるいは市民活動団体と区とがそれぞれの役割と責任の下に双方の立場を尊重し、対等な関係を保って協力し合いながら協働事業ができるよう、市の検討状況や制度構築

の進ちょく状況を踏まえつつ、区としても更なる制度改良を行っていきたいと考えております。二つ目の高津区協働推進事業外部評価事業、これは協働事業を推進する5千5百万円の中から、いくつかピックアップして外部評価をしていただくことでありまして、これもNPO等の評価団体を公募して、書類を選定しまして、先ほどの外部の有識者で構成する選考委員会で評価団体を選考しております。これは昨年度第1回を行いまして、子ども・子育て事業、まちづくり推進事業、安全・安心まちづくり推進事業の三つの事業を評価していただきました。それぞれの確なる評価をしていただきまして、今年は2年目に入るという取組になります。詳細はお手元の黄色い資料がございますので、後ほどご覧ください。3つ目の高津区まちづくり推進事業、これは高津区のまちづくり推進組織でございます高津区まちづくり協議会を中心に、多彩な協働の担い手の養成、協働の拠点の整備・運営や情報発信等に取り組んでおりまして、高津区のまちづくり協議会の情報誌がございまして、お手元の「キラリたかつニュース」、それにもいろいろな活動内容が書いてございますので後ほどご覧ください。

市民活動支援拠点の整備及びネットワーク化

こうした中で、高津区では、やはり協働の担い手を増やしていく、すなわち新しい公共の担い手の層をより一層拡大していくためには「4」にございます市民活動の支援拠点の整備、これに取り組んでいく必要があるということで、これのご説明をさせていただきます。この事業は、昨年3月に策定された「区・地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」、これに則りまして、図にお示ししましたとおり、全区に先駆けて高津区と、それから教育委員会が本務であります区民協働推進部に併任という形で生涯学習支援課がございまして、それが市民館と橘分館という二つの施設が入っておりますので、ここを入れました委員会を作りまして、区役所を区拠点、市民館と市民館分館を準拠点として整備し、併せて、区内に7つありますこども文化センターと溝口駅から少し離れたところにあります「社会福祉施設ちどり」のフリールームを地域拠点として活用できるように区拠点、準拠点、地域拠点、三つの拠点、3層制の市民活動拠点づくりを進めてきたものでございます。高津区におきましては、そのガイドラインを受けて別紙資料にありますように、「市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化の基本方針」を区として独自に定めまして、その整備に取り組んでまいったわけでございます。お手元に黄色のチラシが最後に入っていると思いますが、この4月に区の拠点として区役所の4階に市民活動支援ルームをオープンいたしました。それから先ほどお話ししました教育委員会の市民館、橘分館にも支援ルームとして、土日にも使える会議室とフリースペースを備えた機能を同時に準拠点として整備して、いずれも中間支援組織として位置付けました高津区まちづくり協議会、ここを中心とした市民活動支援ルーム運営委員会において運営が行われているわけでございます。従いまして、とりあえずは、その活動支援の場の確保ができましたので、今後は区内における市民活動の広がりや、深まり、そして地域バランスや特性に応じて区内7箇所にありますこども文化センターのネットワーク化、既存施設の有効利用を図りながら、その拠点機能の充実とネットワーク化に向けて検討を進めていきたいと思っております。以上、高津区からの報告を終わります。

小島委員長 ありがとうございます。今の高津区長のご報告に対するご質問等をお願いします。

竹井委員 今、区の中を3層の拠点として整備していくということで、区のこども文化センターを地域拠点とするという話が出ましたが、高津区役所の方で運営していく館と、今は市民活動センターの方に55館でしたか全市的に運営を委託している館と、その点の兼ね合いはどうなるのでしょうか。

小宮山市民局長 今こども文化センターは市内58ヶ所プラス1箇所あり、うち55箇所の管理運営部

分を市民活動センターに委託しています。元々子ども達を使う児童館という位置付けでしたが、子ども達を使う時間帯とか市民の方たちが会合等で使う時間帯とか、あるいは中学生や高校生が授業が終わってから使う時間帯など時間帯を使い分けながらこども文化センターが機能的に活用されています。それから障害のある子ども達が地域の中で育つということがこれまでできにくかったという課題もあり、地域の中で障害がある子ども達が一緒に活動できるような場としても有効活用できないかということで現在取組を進めています。市としてもこども文化センターの施設整備の充実も含めて今後更にそういう機能で使っていけるような調整をしていければと考えています。

竹井委員 私は、区が地域の拠点として整備していくというように、児童館としての運営以外のことで、課題が発生していくのではないかと思います。つまりこども文化センターからみて、市民局の系統と区の系統の館とが存在して2つ頭がある感じになってしまうのではないかと思いますのですが。

小宮山市民局長 全市的には市民局の所管ですが、具体的に使用される地域の方達は区にあるこども文化センターも地域で活用しながら活動しようということになりますから、本庁の市民局と区とが齟齬をきたさないように連携しながらも、できる限り区の方がある意味では仲介役になりながら、地域の方たちの活動を推進していくということになります。

竹井委員 今私は中原区に住んでいて近くのこども文化センターを使用していますが、やはり児童施設なので、子どもの使用優先で、私たちは空いている時間を使わせていただいているというスタンスです。会館の管理の面が強く、地域の方でもう少しいろいろな使い方がしたいと思っても、なかなか難しいので、区の方がそういった形で一緒に入っていただけると、地域からみてもっと本当に使いやすいかなと思います。

阿部市長 こども文化センターの典型的な使い方としては、午前中の早い時間は保育所や幼稚園に行っていないような小さい子どもを持ったお母さんたちの溜まり場として使い、放課後になって小学生が学校から帰ってくると午後は小学生中心、それから中学生が一番難しいのですけれども、夜になると高校生が使う。それでもいつも使っているわけではないので、空いているときにいろんな人達が入り込んでいる。市民活動している人は実際にそこを使って動くということになると、その地域で市民活動を行っている人たちの力が非常に大きいということになります。自分達が管理しているからおまえ達入るなというやり方ではそれがみんな崩れてしまうので、そこは市民活動センター中心に建物管理している人達ができるだけ時間割なんかも作って上手に交通整理をすることによってみんなが使えるように調整できる。芸術文化活動をやっているような大人達への開放の問題はあるにせよ、掃除などはみんな集ってきてやればよい、だんだんそういう方向に収束しつつあるのではないかと思います。

小倉理事長 現場からも一言。こども文化センターは館長が元々は行政の職員でしたが、3年間かけて減らしていき、この4月から指定管理の部分は100%民間の職員になりました。効果としては、行政の経費が削減されたということが1番ですが、現場としては、館がこういうことをやりたいということを発信していくことにより、地域の人が手伝ってくださり、壁紙を張り替えたり、高い木の剪定をしてくれたりというようなことが出てくるなど、地域の人たちの協力が非常に多くなってきたことが1番のメリットです。

昨年コンサルを使って全館長職員の意識調査を行ったところ、本部や理事長がどういう経営方針を持っているのか我々に伝わってこないという意見がたくさんでてきて、それでは自分でしゃべろうということで、館長研修で話す時間をもらいました。市民活動センターの一環としての市民活動の拠点であるということと、館長自ら動き、攻めの姿勢で運営して地域のいろいろな方に使っ

てもらえるようにしようなどというような話をしました。すると後から効果が出てきて、やっ
ていいならやりますということで現在活発に動いております。行政でなかなか予算がつかず、壁が
きたない、床もぼこぼこのところがたくさんありますが、外壁を高校生がきれいな絵を描いてペイ
ントをしてくれたり、美大の学生が中の壁画をきれいにしてくれたり、地域の中できれいになって
いっているところもあります。それは全部地域へ発信して館長が動くことによって変わってきてい
るのです。その中で市民活動の人にも使ってくださいということで、ニュースレターをいかに発信
するか、町内会といかに連携をとるか、職員の意識改革も含めて始めています。地域のいろんな団
体には、「使用できないということがあれば私にってください、必ず改善します」と伝えてあり
ます。実際に何件か相談がきて、その館の館長と話をして、使えるようにしています。そういう
ことを1つ1つクリアしていくことによって、変わっていくと私は思っていますので、知恵を働か
して、なるべく市民活動団体に使っていただきたい。ただ、1つのデメリットは、会議や作業がで
きる機がないということです。

小島委員長 はい、ありがとうございます。あと残り20分ほどとなりましたので、協働についての意見
交換に戻りたいと思いますが、実は今の問題も、協働ないしは市民活動の拠点をめぐる財団と利用
者ないしは利用団体の協働の問題ですね。財団だけじゃなくて利用者団体の方も一緒に協働して施
設をあるいは拠点を利用していくという問題といえると思います。今のすべてのご報告に対する質
疑応答を得ましたので、全体の意見交換を行いましょう。今後こういう点についても考えていく必
要があるのではないかという論点出しでも結構ですがいかがでしょうか。牛山先生、お願いします。

牛山委員 時には協働ということが、安上がりの行政を進めるために利用されていてよろしくないとい
う批判もなされる中で、市長がおっしゃられたように、協働は自治の基本であり、やはり自治体と
いうのは市民が作っていくんだと、そのためには協働というのは当たり前なんだということから出
発してお話いただいたということは、非常に興味深いことと思います。実際に川崎市の側は市民の
成熟という中で作られてきているということで、やはりすごいなぁという感想です。しかし、そう
した前提ではあるのですが、安上がりだから協働を進めてくれという役所も実際にあることは事実
なので、その観点から、例えば杉並区で協働といわゆる市場化テスト、民間事業化提案制度とい
うのが混同されているというか、一緒に考えられてところがあって、その意味では川崎市における行
政改革の取組と協働の取組との関係はどのように考えているか、お聞かせいただければと思うので
すが。

小島委員長 それはいわゆる善玉協働と悪玉協働といわれる問題に関する提起だと思いますが、行政改
革、市場化テスト等と協働の関係性についてお願いします。

阿部市長 基本的な考え方として、委託と助成の区別の問題がありました。委託は本来行政が行うべ
きことをNPOなり市民グループにお任せするということであって、その経費は100%行政が支払う
べきだと思います。なぜならばそれは行政がやらなくてはいけないことであって、その支払いとい
うのはその活動をする人に負担をかけてはいけない。それはまったく手を出さない人から集めた税
金を使わなければいけない。委託で本来行政がやらなくてははいけないことをやるということと協働
事業とは区別して考えなければいけない。協働事業というのは本来全くの民間でやってもいいん
ですが、しかし行政が参加して一緒に協力してやっていったほうがあるいは提案採択という形でやっ
て、最初は助成ということで始めるほうが、より良いきめの細やかな良いサービスができるし、それを
評価してみんなが取り組んでくれるようになってくれば、結果的に行政が連なっていく可能性もあ
る。例えばそれで健康が増進されて介護保険料が安くなるということもあるということで、そうし

たことは大変結構なことだと思います。

最近では区民会議との結びつきで、いくつかの区でやっているんですが、区民会議で取り上げて、高津区でもありましたね、地域で認知症の人たちの面倒を見るというグループがあるとか。また中原区でも宮前区でもあるんですが、高齢者の健康増進を進めるグループというのはいくつかありますね。そうした上手にやっている事例を区民会議でとりあげて、それをさらに全区に広げていこうじゃないかという話になってですね、もちろん行政でも健康増進ということはやってきていますが、まったく民間サイドでやってきた取組を、区民会議で取り上げてもっと広げていこうとして、その広げていく過程でもっと予算をつけて、それがよくなっていくということであれば広げるということはあるでしょう。

それから、協働の原則の中に対等という言葉があるんですが、対等という言葉をつけると協働という範囲はすごく狭くなる。なぜかという世の中の仕事、行政がかかわる仕事というものは、100%行政がやるものと、100%自主的に民間がやるものとこれは両極端であります。その真ん中のものと絡み合いがたくさんある。その絡み合いのところでは行政がやるべきことは細かく指示して仕様通りにやってもらわないとこまるものですから、それは實際上、行政の分野にはいる。一方では助成という分野になると行政としての効果を期待しながら民間の自主性に任せる、しかしお金を出す以上はある程度行政がコントロールするというのが助成ですね。それからもうひとつ行政は行政のやるべきことをやって、市民は市民がやるべきものをやるという、例えば市民健康の森で、土地を買ったり道路整備したり肝心なところは行政がやりますが、しかし、その維持管理などについては、みんなで楽しみながらやりましょう。それで何か行政がやるべきことがあったら継ぎ足してやりましょうというように、まったく別系列でやるのですが両方が力をあわせることによって、いい効果がうまれる、これが私が思う一番いい協働だと思う。

基本的に民間の団体と行政を対等だとする見方は間違いですね。行政は権力団体ですから税金もとりますから。ですから、部分的にそういうものがあるということが大事。その部分がなんであるかということ、それを見つけてほしい。

提案事業ということでそういう事例がでてくると、それが広がっていく。

最終的には調整が必要になることもあるかもしれませんが、今は事例が重複してもなんでも出てくるのが大事だと思う。そこを特にこれから自治基本条例関係の取扱いについては、そういった扱い方で見ていってほしいなと思います。

小島委員長 市民活動を強化することが目的ではなく、最終的にそのことを通じて市民のニーズを満たすことが大切であるということ。そこをはき違えると結果的に市民という存在がとんでしまうと。

阿部市長 行政はいらないと、自分たちで何でもやるよという分野がたくさんでてくると、職員削減につながってくる可能性もあるかもしれないですね。

小島委員長 非常に重要な問題ですね。ここは牛山先生がおっしゃったように、一般的には善玉協働、悪玉協働と議論するのですが、その微妙なところを見極めながら進めていかなければいけないということですね。ほかにいかがでしょうか。

矢島委員 私は、縁があって社会福祉法人の世田谷ボランティア協会については立ち上げから関わり、ずっと理事をやってきました。なぜ私が理事に入ったかということ、経営の視点が必要だったということだと思います。自治や協働を促進する機関は行政であったり、市民活動センターだったりしますが、そこでは、より実行力のある、決定力のあるすばやい意思決定などが要求されてくると思います。しかしわりあい経営的な視点というのが足りない。私は組織を動かしていく一番のエンジン

は根本的に人だと思います。そこにこそお金を使うべきだと思います。先ほどの市民活動センターの話に出たように、プロパーの職員が少なく、市の職員が多いというのはちょっと引っかかります。市の職員を返してでもプロパーの人間を増やして、その中で経営をどうやっていくかということをもう少し考えていけば、地域の活動、協働、自治というのがもっと促進されるのではないかと思います。

小島委員長 その協働のシステムを動かしていく人材をしっかりと配置すべきだということですか。

矢島委員 そうです。例えば世田谷には冒険遊び場運動というのがあります。子ども文化センター的なものではなくて、お母さんたちが自主的に作った遊び場、あるいは市民が一緒になって作った遊び場があり、子供たちにはリスクがあるような遊び、例えば火を焚いたりというようなことも実際に子供たちに体験させるような遊び場があります。それが区民の有志でもって運営されているということで、まさに自治ということだと思いますし、それに対して行政などが手助けをするということがまさに協働作業ではないかというように思います。

小島委員長 人的資源については、行政の中での問題もありますね。協働を担える行政職員をどう育てていくかということがなければ、窓口を設置してもうまくいかないでしょう。そういう意味では職員への研修あるいは職員教育ということが協働型事業のルールの中間報告にも書かれていたが、この点についてはいかがでしょうか。

小宮山市民局長 まったくそのとおりだと思います。職員の中でもある程度市民の方と一緒にやれるタイプの職員は具体的な事業を展開していく中で経験して、鍛えられてきていることが一番大きな力になっています。それなりの道筋や知識的な面で協働ということがどういうものかということについては、座学研修で学べますが、現実にこれが深まっていくのは実際の事業を通して市民とやり合っていくことが一番大事なのだと思います。そういう中でいろいろなものを吸収させていただく。その意味では、まだまだ不足している部分はあると思います。

小島委員長 座学研修だけではなくて、協働のOJTが必要だということですね。他にいかがでしょうか。

梅本委員 それに関連して一点あります。団体への助成金や補助金については、基本的に事業への助成であり、個々の団体の資本金や管理費などへの資金的援助というのがなかなかないので、翌年助成がなくなると非常に大変で運営がストップしてしまうこともあるかと思います。場合によってはNPO法人などに金銭的な支援をする制度があったりするようですが、市がそういう制度を充実していただくと、より財政基盤がしっかりして体力のある団体が育っていくのではないかと思います。財団法人や市の外郭団体などは市の派遣職員(期限付き派遣)の方々が主要ポストにつかれていて、他の職員も、期限が決まっていたり継続的な勤務ができない嘱託職員とか臨時職員ばかりでプロパーの職員が少ないため、ノウハウやマニュアルの蓄積が難しいと思います。そういう意味でも総務だとか経理だとか中枢部分を担うポストには、必ずプロパーをおいて長期的な視点をもって仕事ができる環境を整備することは非常に大事ではないかと私も思います。また、そういうプロパーの職員がいると、すべて市の補助金等で運営されるのではなくて、いかに自分たちで自己資金を獲得していく意識も高くなると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

牛山委員 小倉理事長も入っている協働推進委員会でも論点になったところですが、例えば神奈川県振興協会や研修所では、協働に関する講座形式の2日間の研修をだいたい3回程度行っています。他の市でも中身はいろんな形でも行われていると思いますが、川崎市の現状として協働に関する研修というのはどのようなものがあるのでしょうか。教えてください。

小池市民局主幹 2年くらい前から新人研修の中で「協働とはどういうものなのか」という概念的なも

のや実際に事業の中で行政と市民がどのような関わり方をしているのかということについて講義しています。

中村高津区主幹 他にNPO派遣研修といって、いくつかのNPOに一週間派遣をする事業があります。短期間ですし、受けるNPO側も負担がかかるため、謝礼の支払いが課題にもなっています。他の自治体では1年間や2年間NPOに派遣するという制度もございます。またそれに加えてNPO側の要望でもありますが、NPO側も行政側のロジックというか行政としての考え方も正当に知っていただきたいということもありまして、NPO側からの派遣も受け入れるという協働の担い手としてお互いに交流していく制度も検討に値するのではないかと思います。

小島委員長 私が以前理事長をやっていたNPOでも受け入れておりました。ほんとにピカピカにして派遣元の自治体に返しましたが、すごく変わりますね。本当に1年間NPOの中でやっていくと変わります。相互に交流するというのも大切だと思います。また、梅本さんがおっしゃったように行政の予算制度をどのようにしていくかという論点もございます。この協働のルールを動かすためにも必要な行政の内部のインフラ整備だと思います。吉田さんはいかがですか。

吉田委員 いろいろありますが、協働の意識をどのように共有するかも問題ではないでしょうか。協働できないと思っているのか協働したくないと思っているのか協働する側の市民のほうの意識も改革していかななくてはいけない。もともと行政の仕事のやり方と委託のやり方と助成のやり方とでは、どこまでが行政がやるべきことでどこからが協働でやるべきことなのか線引きが難しいと感じています。また提案事業については、高津区の事例も出ていましたが選定委員の方の専門によっても、あるいは提案する事業の内容や切羽詰った度合いでも助成が付きやすいとか文化の面では予算が付きにくい等の課題もあるのではないのでしょうか。

小島委員 切羽詰った事業だけでなく、協働だからこそ20年、30年先を見据えた協働事業もあっていいかもしれませんね。竹井さんはいかがでしょうか。

竹井委員 やはり大多数の市民は協働なんかに興味はなく、行政がきちんとやってくれば問題はないと感じている方が多いし、本当に困ったときにどうすればいいのかということがわからなかったり、そもそも考えたこともない人が多い。地域で何かやろうとすると、そういう人たちとどうやっていくかが非常に難しく、あまり人が集まらないということがあります。ただ実際に困ったことや大きな事件が起きると、ぱっと人が集まるので、それを機会にしてつながっていくことはあり、それを積み重ねて地道にやっていくしかないのかなあという感想です。また、市民ではパートタイムで活動している人が多いですが、やはり核となる人はそのような活動で生活の糧を得られるようにならないと本物になっていけないと思います。例えば100人の人がそれぞれ10分の1ずつ力を出して10人分の力になっても、100人のうちの1人が100人の人をうまくコーディネートすることで、これまで10しか出なかった力が、20、30人分の力になるように思います。そういうことができるように市民も頑張らなければいけないし、そういう核になる人にしっかり対価を支払うことができるような環境づくりが大切だと思います。

小島委員長 ありがとうございます。では、時間も超過しておりますので、まだ議論し尽くしていないかと思いますが、まだ協働の問題についてはこれからも出てきますので、今日を手がかりにして次回以降も協働の論点について出していただければと思います。そこで最後にこれまでの議論を踏まえまして阿部市長から総括的なご意見をいただければと思います。お願いします。

阿部市長 はじめに総括的なことを話してしまったので、気がついたことを申し上げます。行政と協働

事業との区別についてのお話がありましたが、例えば今多摩川プランといって多摩川を川崎市民の財産としてどのように生かしていくかという取組があります。エコミュージアム活動や水辺の楽校など、もともと役所が音頭をとって始めた取組ですが、まったくの民間の団体に施設の維持管理や企画などに入ってもらっています。プランを作る段では最終的には専門家と市民委員に入っていたできまとめましたが、最初の段階では市民の方たち主導でシンポジウムをやりました。行政は音頭をとりましたが、中身については市民主導でプランを作ってきたわけです。

そうすると今度は、丸子の渡しを復活させようなどという提案が出てきました。これは担当の職員が入って給料をもらって、市民はボランティア、無償で行っていますが、両方で力を合わせながらいろいろな計画を実行していく。職員はこれは行政で予算をとって、行政の正式事業としてやるべきだということが出てくる。また、残りは市民の人が自主的にやって自分たちの子供をつれてきたりすることができるんじゃないかということが整理されていくわけですね。ですから一つ一つのケースを積み上げる中から整理していかなければいけないと思います。

また、行政でやるということは、参加していない人からもお金をとってそれをやるということになるわけですから、それは全市的な意味や公共性があるということが前提になってきます。

子育て支援についても、子育てグループの方たちが一緒になっているんな議論をしたり、サロンを開催したりする。その中で、情報提供については区役所を中心にやったほうがいいということもありました。お母さんたちが集まって子育てについてどういう場所にはどういうものがあるかなどの情報を持ちよって情報誌を作ったときに、印刷費がないということになった。そこで印刷をすれば他の人にも役に立つということで、区役所の区の魅力づくりのお金で印刷費用を出して、区内で配布したということがありました。こういうことは協働以外の何ものでもない。そういった事例を積み重ねていってほしいと思います。以上です。

小島委員長 協働の事例を蓄積するということでしたが、この協働のケースが川崎市内で蓄積されていけば、私も牛山先生も大学の大学院教育あるいは学部教育の中でもケースメソッドとして取り入れさせていただきたいと思いますし、そういうことを通して、川崎の取組が発信されていくという一面もあるのではないのでしょうか。また、私事ですが多摩区の「磨けば光る多摩事業」の中で行われたクリーンエイド事業に私のゼミも参加させていただきました。

阿部市長 6月3日、ぜひ来てください。大変面白い経験ができるんじゃないかと思います。一生生きていく中で一回あるかないかの経験ができると思います。

小島委員長 ありがとうございます。やってみないことには私もわかりませんので、夏には多摩川での夕涼みコンサートで私のゼミも参加させていただきますが、私も市民の方と一緒に参加しまして、協働の経験を積みたいと思います。また、市長がおっしゃっていることがとても大切で、協働というのは法的関係性があるので、どうしても非対等にならざるを得ないと思いますが、協働のルールというのは法的関係性については制度上どうしても非対等にならざるを得ないところを、協働のルールで、関係性の規範としてそれを補完していくという意味があると思います。ですから協働のルール作りにつきまして是非詰めていっていただきたいと思いますし、自治基本条例の理念を実現するに当たっても重要なツールではないかということで、今日の議論をまとめさせていただきたいと思います。では事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

次回、第4回委員会の日程等についての事務連絡

日時 7月30日（木）午後6時30分～
場所 高津区役所 1階保健ホール
内容 効果的、効率的な情報発信、情報共有の手法などについて
（市民委員から情報共有について提案をいただく）

小島委員長 次回以降については、自治基本条例の重要なテーマ情報共有について、市民委員から御提案をいただきまして、それを受けながら情報共有について考えていきたいと思えます。またこの委員会では自治基本条例に関する全体を網羅しながらみていくという部分と、ある特定のテーマについて考えていくということがありますので、一つは情報共有が柱ですが、もう一つどうするかということについては、次回くらいまでに確認したいと思えます。あと3点目は、この自治基本条例をどういう風に市民皆さんにお伝えして、認識をもっていたるかという取組、これも次回の委員会の重要なテーマになるかもしれませんので、これについては、矢島委員あるいは竹井委員からこの自治基本条例をどうやって市民の中で使っていたるか、あるいは認識をもっていたるかということについて御提案をいただければと思えます。時間を超過して申し訳ありませんでしたが、これをもって本日の委員会を終了したいと思えます。ありがとうございました。

閉会